

新入所利用の料金表（多床室）



- 1) 介護老人保健施設友愛園へ入所される方の料金表です。(介護保険給付の10割内、利用者様負担1割と保険外費用を表示しています。)
- 2) この料金表は4人部屋の「介護保健施設サービス費 I (ii)」の設定です。
- 3) 当施設は、サービス提供体制強化加算 (I) の施設です。(介護職員総数の内、介護福祉士を50%以上配置しています。)
- 4) 当施設は、夜勤職員配置加算の施設です。(夜勤帯に看護・介護職員が6名以上配置しています。)
- 5) 外泊時の介護保健施設サービス費の取り扱いについて、入所中に外泊された場合は、(下記の介護保健施設サービス費の単価)に代えて、要介護区分に関係なく「362円/1日」を請求します。
- 6) 初期加算は、施設へ入所した当初に、環境の変化に伴い様々な支援を必要とすることからその環境に慣れるまでの期間として、入所日から30日間に限り「30円/1日」を加算します。
- 7) 緊急時治療管理費は、病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、当施設にて緊急的な治療管理を行った場合に1月に1回、連続して3日を限度として「500円/1日」を加算します。
- 8) 退所前後訪問指導加算は、「460円/1回」 退所時指導加算は「400円/1回」 退所前連携加算は「500円/1回」 退所時情報提供加算は「500円/1回」
訪問看護指示加算は、「300円/1回」。当施設を退所され、居宅等へ復帰された際に必要な事項について、各退所指導を受けた場合に加算します。
- 9) ターミナルケア加算は、医学的知見に基づき回復の見込みがないと医師の診断と利用者様又は家族様の同意の上で、利用者様、ご家族様に対し、身体的、精神的苦痛をできる限り緩和しながら療養に必要なターミナルケアを提供した場合に加算します。 死去日以前15日以上30日以下/200円/1日。 死去日以前14日間/315円/1日。 *加算等の詳しい内容につきましては「重要事項説明文書」を参照下さい。

介護保険外費用です。

この加算は、利用者様の状態に応じてサービスを提供した場合に加算します。

利用者負担段階	要介護区分	介護保健施設サービス費 円/日	サービス提供体制強化加算 (I)	夜勤職員配置加算	口腔機能維持管理加算	栄養マネジメント加算	居住費	食費	日常生活費	利用者様の負担合計 日額 月額 (30日)		療養食加算	経口移行加算	経口維持加算	認知症専門ケア加算 (II)	若年性認知症利用者受入加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算
										日額	月額 (30日)							
第1段階 ・生活保護受給者の方 ・市町村民税世帯非課税 (世帯主及び全世帯員が、市町村民税非課税、市町村民税が免除) の高齢福祉年金受給者 ・境界層該当の方。	要介護度 1	813円	12円/日	24円/日 夜間の勤務 (看護と介護職員) の数が6名以上の配置体制の加算です。	30円/月 口腔科衛生士等の指導、教育を受けた介護職員が計画的に口腔機能の維持・管理した場合の加算です。	14円/日 栄養状態や摂取機能等について栄養ケア計画に基づいて食事を提供した場合の加算です。	0円/日	300円/日	200円/日	1,364円	40,920円	23円/日 厚生労働大臣が定めた療養食を心身状態に、適切な栄養量及び食事内容を提供した場合の加算です。	28円/日 経管による食事摂取している方を経口による食事摂取を進めるための栄養管理を実施した場合の加算です。	28円 (I) 5円 (II) 摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方へ経口での摂取を維持、管理した場合の加算です。	4円/日 認知症専門研修修了者がチームとして専門的な認知症のケアを提供した場合の加算です。	120円/日 65才以下の認知症を有する方に対し、個別の担当者を配置し、認知症ケアを提供した場合の加算です。	240円/日 入所3ヶ月以内に集中的に個別リハビリテーションを受けた場合の加算です。	240円/日 リハビリによって生活機能の改善が認められる認知症の方に、理学・作業療法等の集中的な個別に受けた場合の加算です。
	要介護度 2	862円								1,413円	42,390円							
	要介護度 3	915円								1,466円	43,980円							
	要介護度 4	969円								1,520円	45,600円							
	要介護度 5	1,022円								1,573円	47,190円							

利用者負担段階	要介護区分	介護保健施設サービス費 円/日	サービス提供体制強化加算 (I)	夜勤職員配置加算	口腔機能維持管理加算	栄養マネジメント加算	居住費	食費	日常生活費	利用者様の負担合計 日額 月額 (30日)		療養食加算	経口移行加算	経口維持加算	認知症専門ケア加算 (II)	若年性認知症利用者受入加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算
										日額	月額 (30日)							
第2段階 ・市町村民税世帯非課税であって、(課税年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円以下の方) ・境界層該当の方。	要介護度 1	813円	12円/日	24円/日	30円/月	14円/日	320円/日	390円/日	200円/日	1,774円	53,220円	23円/日	28円/日	28円 (I) 5円 (II)	4円/日	120円/日	240円/日	240円/日
	要介護度 2	862円								1,823円	54,690円							
	要介護度 3	915円								1,876円	56,280円							
	要介護度 4	969円								1,930円	57,900円							
	要介護度 5	1,022円								1,983円	59,490円							

* 上記の内容と同様

* 上記の内容と同様

利用者負担段階	要介護区分	介護保健施設サービス費 円/日	サービス提供体制強化加算 (I)	夜勤職員配置加算	口腔機能維持管理加算	栄養マネジメント加算	居住費	食費	日常生活費	利用者様の負担合計 日額 月額 (30日)		療養食加算	経口移行加算	経口維持加算	認知症専門ケア加算 (II)	若年性認知症利用者受入加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算
										日額	月額 (30日)							
第3段階 ・市町村民税世帯非課税、(課税年金収入額が80万円超266万円未満の方) ・境界層該当の方。 ・市町村民税課税層における特例減額措置の適用がある方。	要介護度 1	813円	12円/日	24円/日	30円/月	14円/日	320円/日	650円/日	200円/日	2,034円	61,020円	23円/日	28円/日	28円 (I) 5円 (II)	4円/日	120円/日	240円/日	240円/日
	要介護度 2	862円								2,083円	62,490円							
	要介護度 3	915円								2,136円	64,080円							
	要介護度 4	969円								2,190円	65,700円							
	要介護度 5	1,022円								2,243円	67,290円							

利用者負担段階	要介護区分	介護保健施設サービス費 円/日	サービス提供体制強化加算 (I)	夜勤職員配置加算	口腔機能維持管理加算	栄養マネジメント加算	居住費	食費	日常生活費	利用者様の負担合計 日額 月額 (30日)		療養食加算	経口移行加算	経口維持加算	認知症専門ケア加算 (II)	若年性認知症利用者受入加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算
										日額	月額 (30日)							
第4段階 ・市町村民税本人非課税の方。 ・市町村民税本人課税の方。	要介護度 1	813円	12円/日	24円/日	30円/月	14円/日	320円/日	1,550円/日 朝食 350円 昼食 550円 夕食 650円	200円/日	2,934円	88,020円	23円/日	28円/日	28円 (I) 5円 (II)	4円/日	120円/日	240円/日	240円/日
	要介護度 2	862円								2,983円	89,490円							
	要介護度 3	915円								3,036円	91,080円							
	要介護度 4	969円								3,090円	92,700円							
	要介護度 5	1,022円								3,143円	94,290円							